

石川県中央会 会報 No.1

目 次

年 頭 所 感

- ・年頭所感 ~新しい土俵の上に立つて~ 2
石川県中小企業団体中央会 会長 **安田 隆明**
- ・新しい世紀の産業支援について 4
石 川 県 知 事 **谷本 正憲**
- ・年頭挨拶 6
全国中小企業団体中央会 会長 **井上 光一**
- ・年頭にあって 8
商工組合中央金庫金沢支店 支店長 **小西 俊治**

-
- 高年齢者等職業安定対策基本方針について 10
 - 石川県最低賃金（地域）及び産業別最低賃金の改正のお知らせ 13
 - あなたの経営を資金面からバックアップ 14
 - 秋の勲章・褒章（会員関係） 15
 - 第52回中小企業団体全国大会開催 16
 - 石川県中小企業活力強化集会開催 18
 - 石川県中小企業団体中央会女性部設立総会開催 19
 - 青年中央会会員交流ゴルフ大会開催 20
 - 個別専門相談室開催のご案内 20



年頭所感 ～新しい土俵の上に立って～

石川県中小企業団体中央会

会 長 安田 隆明

年頭に当り謹而新年の御挨拶を申し上げ、新春のお慶びと共に越し方の御支援、御協力に対し、一同に代り心から感謝申し上げます。

申し上げるまでもなく迎えた新春は新世紀の迎春という意義ある年頭でもあります。

そこには、バブル崩壊による長期に亘る不況や「貸し渋り」という異常な金融市場に見舞われ、これが対応に苦慮した越し方であり、事変、戦争という不幸な世紀を克服して迎えた年頭であるだけに、過去を回顧し心新たに今昔の感を覚えざるを得ません。

然し、幾多の苦難と苦節に堪えての迎春にはよろこびも又格別であり、御同慶の限りでもあります。

迎える新春、新世紀には少子高齢化、高度情報化、地球的環境への対応など、幾多の課題が山積し、一方経済環境も又国際的市場環境のもとで政経共に多難な局面を迎えての年明けという事でもありましょう。

これがため構造的改革も緊要不可欠となり、対応の止むなきに至りました。

市場原理が加速する中で、基本法も抜本改正し、普遍的支援政策から創造的視点による誘導支援政策に軌道を修正することとなりました。

中央会も又基本法の改正に対応し、「新世紀ビジョン」の策定によりその果す機能の見直しを致すこととなりました。

市場環境が変化し、政策が改正され、社会の潮流が変わることは企業にとっては活動の土俵の変化を意味するものでもあります。

この変化した土俵に立って如何に戦う（対応）かが問われている感を覚えざるを得ません。

我々中小企業には夫々に創造に対する潜在的な力を持ち合わせている事と思うにつ

けてもその力は人との出逢い、交流、組織等の融和と協生の中から顕在化する事でもありましょう。

「交流偕に道を拓く」所存でもあります。

行政御当局の支えを頂き組合、企業と行動を共にし、新しい土俵の上に立って力を結集しながら意義ある新春の門出となることを願っております。

幸い本県は年明けの延線上には北陸新幹線、能登空港、県庁移転に伴う副都心の形成をはじめ、城跡公園の整備と全国緑化フェア、加賀藩大河ドラマ等の各種催事等、多難な中にも輝かしい希望と夢が展開しつつあります。

新しい土俵の中で夫々が主役の気概をもって事に処し、御多幸をお祈りして年頭の御挨拶に代えさせていただきます。



新しい世紀の産業支援について

石川県知事

谷本 正憲

あけましておめでとうございます。

希望に満ちた輝かしい21世紀新春を迎えるにあたり、産業界の皆様方のご健勝とご繁栄を心からお祈りいたします。

旧年中は、県政の推進につきまして深いご理解と絶大なご協力を賜りましたことに、本誌面をお借りして厚くお礼申し上げます。

最近の本県経済は、個人消費は足踏みが続いているもののIT関連の需要拡大などから鋳工業生産や設備投資が増加し、また、雇用面においても有効求人倍率が改善傾向にあることなどから、全体として緩やかな改善が続いていると考えております。

このような中、国においては景気に今一押し of 活力を加え、しっかりとした自律的回復軌道に乗せるため、昨年11月に補正予算を編成したところであります。この補正予算には、日本新生プランを具体化する施策の一つとして、IT革命の飛躍的推進のための施策が各種盛り込まれました。

県としても国の動きに呼応して、IT革命に積極的に取り組む必要があると考えており、私自身が本部長となる「石川県IT推進本部」を設置し、民間有識者から広くご意見をいただいて、産業、教育さらには行政分野の情報化に重点を置いた部局横断的な「ITアクションプラン」を策定し、各種施策を展開することといたしました。プランの策定は、本年度末を目途に考えておりますが、現時点で取り組むことが可能なものについては、プランの策定を待たずに着手することとしております。

産業界におけるITの活用につきましては、企業経営の効率化・合理化、世界を相手にした取引の促進など多くの可能性を秘めております。そして激しさを増す競争市場の中で企業の浮沈を占う重要なポイントとなってきていることも事実であります。

県内企業IT化への取り組みを見ると「ネットワーク上で世界規模の電子調達を進めている企業」「インターネットによる直接販売に取り組んでいる企業」「仕入れから製造販売までを一環したシステムとし、合理化に努めている企業」「購買履歴を含む顧客の様々な情報をデータベース化し販売に結びつけている企業」など、先進的取り組みを既に実施している企業もあります。その反面、県内の企業の多くは、予想もつかないスピードによるIT化の進展に戸惑い「経営にITをどのように活用すればいいのかわからない」「ITは経営革新につながらない」の声もあるなど、取り組みにかなりの差があるものと見ております。

このことから、IT革命への積極的対応を梃子として本県産業の活性化を図るために県産業創出支援機構や県中小企業振興協会を中心とした中小企業の経営革新とIT化への対応支援が不可欠であると考えております。県では、既に産業創出支援機構と連携しながらIT化推進のための講演会、セミナーなどの啓発事業を実施してきたほか、支援機構に経営支援センターを設置、コーディネーターを配置してIT化、マーケティングの相談に対応しております。さらに、来年度からは経営診断を含めた経営革新支援機能を充実していくととも

に、振興協会において受注開拓情報等の強化を図ることとしております。

また、ITを活用し経営革新に取り組む中小企業を支援するため、新規融資枠二十億円のIT関連融資制度を創設いたしました。さらに、ものづくり基盤の強化のため工業試験場に高度計測機器を導入するとともに、企業と工業試験場の間でインターネットを通じて製品の設計・試作を進める3次元設計・試作支援システムを構築するほか、ものづくり労働者の職業能力の開発と向上を図るため、小松高等技術学校において在職者を対象としたCAD/CAM研修を実施することとしております。

県としては、IT活用に向けた支援策予算を9月と12月の補正予算で計上してきたところでありますが、13年度予算においても積極的に計上するとともに、現在策定作業中の「ITアクションプラン」において、きめ細やかな対応策を提示したいと考えております。

商店街の活性化につきましては、意欲ある商店街の取り組みに対し、活性化モデル商店街支援事業などにより、市町村と連携しハード・ソフト両面にわたり引き続き支援してまいりたいと考えております。また、少子高齢化やIT革命などの社会環境変化に対応するため事業者等が取り組むコミュニティービジネス（地域密着型サービス）やeコマース（電子商取引）などに関する事業を推進してまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、県民の方々が長く待ち望んでおりましたNHKの大河ドラマが平成14年に「利家とまつ～加賀百万石物語～」として放映されることが決定しております。県としては、歴史的遺産や伝統文化を全国にアピールすることができる絶好の機会と受け止めているとともに、県民の皆様にも郷土の歴史や文化について理解と関心を深めてもらう好機となり、「ふるさと教育」が一層盛り上がることを期待しております。

さらに、ドラマ放映は未だ低迷状態にある観光産業にとって、現状を打破するための絶好のチャンスであります。そのため昨秋には経済界、観光・文化団体、行政など県内の各界の方々に組織する「大河ドラマ石川県推進協議会」を設立し、官民挙げての協力体制を整えたところであります。県としても大河ドラマの成功に向けた協力はもちろんのこと、大河ドラマによる地域の盛り上がりを一過性のものに終わらせることなく、観光客の増加などに伴う地域振興と経済波及効果を高めていきたいと思っております。

また、依然として厳しい状況にある温泉地の活性化につきましては、宿泊客のニーズに対応した経営革新計画に基づき、まちづくりと一体となった前向きな設備投資を行う意欲ある温泉旅館に対し、補助制度と保証制度を組み合わせた総額1億円の支援ができる経営革新支援事業を引き続き実施するつもりであります。石川県の重要な産業である温泉地の活性化には、一日も早い景気の本格的回復が必要であるばかりでなく、地域が一体となって活性化に取り組む必要があると考えており、県としてもそれら取り組みに対して支援は惜しまないつもりであります。

雇用面では、依然として厳しい状況が続いておりますが、離職者に対するIT研修を専修学校や高等技術学校で実施するほか、求人の未充足分野における研修を実施することとしております。さらに、企業ニーズに対応した能力開発体制を構築するため、既存の労働情報センターを改組、強化し、「石川県能力開発プラザ（仮称）」を設置するほか、小松高等技術学校の再編整備にとりかかることとしております。

県としては、このほか中小企業の経営安定を図るための金融支援、ベンチャー企業の育成、経営革新の支援、企業誘致など各種施策を積極的に推進し、県民の皆様方の豊かな暮らしを支える産業社会づくりに努めてまいり所存であります。

明けてゆく21世紀の初年が、皆様にとりましても、最良の年でありますよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援ご協力をお願いいたしまして、新年のごあいさつといたします。



年頭挨拶

全国中小企業団体中央会

会長 井上 光一

あけましておめでとうございます。

21世紀最初の年である平成13年を迎えるにあたり、全国の中小企業の皆様並びに中小企業組合関係の皆様にご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年のが国経済は、年後半において情報通信関連産業等を中心に設備投資に持ち直しの動きがみられ、企業部門を中心に自立的回復に向けた動きが出てきたものの、依然として個人消費が低迷し、失業率も高水準で推移するなど、先行き不透明感が払拭されないまま新年を迎えることとなりました。

また、IT革命の急速な進展と経済のグローバル化の一層の深化、下請分業構造の流動化、流通構造の変化、規制緩和の進展、環境・エネルギー等の制約の増大など、わが国経済は多くの構造的難題を抱えております。

特に、インターネットの急速な普及を背景としたIT革命の進展という大きな変革の中で、新たな経済活動が増大しつつあり、中小企業においては、このようなデジタル社会に如何に対応していくかが、これからの最重要の経営課題となっております。

このように、経済社会の構造変化が急速に進行する中で、中小企業が競争力を維持強化し、その経営基盤を強固なものにしていくためには、旺盛な企業家精神の下、持ち前の機動性、柔軟性、創造性を発揮し、ITへの対応をはじめ経営革新や創業・新事業展開に、より一層積極的に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中であって、未だ経営資源に制約のある中小企業においては個々では解決し難い課題も多く、このため、中小企業組合を中心とする多様な連携組織を活用し、それぞれの課題に相応しい連携の輪を創り、相互に経営資源を補完するとともにリスクの分散を図り、様々な制約要因を克服解決していくことが強く求められております。

全国中小企業団体中央会と致しましては、都道府県中小企業団体中央会及び中小企

業団体との連携を更に深め、新たな時代の活動基盤となる組合・連携組織の育成・強化に一層努めるとともに、中小企業が直面する問題の解決に向けて積極的な活動を展開し、皆様のご期待に応えるよう全力を尽くしてまいります所存であります。

時あたかも、本年は21世紀元年にあたり、国においても明治維新、戦後改革以来の大改革となる中央省庁再編成がなされ、新たな中央省庁体制の下で新生日本に向けてのスタートが切られる大きな節目の年でもあります。

中小企業並びに中小企業組合関係の皆様におかれましては、この21世紀という大きな時期に際し、決意を新たにされ、わが国経済社会の発展と中小企業の振興のために、相互に連携を図りつつ力強く前進されますことをご期待申し上げますとともに、この新しい年が皆様にとって一段と飛躍の年となりますようご祈念申し上げます、私の年頭のご挨拶と致します。



年頭にあたって

商工中金金沢支店

支店長 小西 俊治

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、安田会長をはじめ会員の皆様には、当金庫業務に対して暖かいご支援ご指導を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

昨年のが国経済は緩やかな回復傾向を辿り、政策効果依存型から民間需要主導型の自立的成長過程へ移行しつつあります。まず、輸出は概ね堅調に推移した海外経済を受けアジア向けを中心に増勢を続けています。こうした輸出の増加に加え、企業収益の改善およびIT化の急速な進展などから、設備投資はIT関連産業を中心として3年ぶりの増加に転じ、今回の景気回復の主演となっております。また、住宅投資は住宅減税の効果もあり概ね横ばいで推移しました。一方、個人消費は高水準の失業率が続くなど所得環境が依然厳しいことから、回復感に乏しい状況が続き、公共投資は政策効果の剥落から減少に転じました。

私どもの窓口での印象でも、機械製造業を中心に受注量の増加による売上の回復、収益の改善がみられる等、中小企業においても景況感は非常に緩やかながら改善の方向に向かっていると思われまます。多くの業種において販売単価の引下圧力や短納期の要請が益々強まるというような問題があり、景気回復の実感は乏しいとのマインドの弱さにもつながっているようですが、生産・販売体制面で厳しい企業努力によりこれらの課題を克服した企業が、業況を回復し伸ばしているといえましよう。また、販売先・消費者のニーズを的確に把握し、特色ある専門分野で成長している企業もみられます。昨年は、業種間の格差の拡大や同一業種内でも二極分化の傾向が一層はっきりしてきた一年でしたが、各企業にとって本当の実力が問われるという意味での厳しい状況が続いていると思ひます。

さて、今年のが国の経済情勢を展望しますと、昨年に引き続き民需主導の緩やかな拡大過程を辿るものと思われまます。まず、昨年まで力強さを欠いていた個人消費は、雇用・所得環境が次第に回復に向かい緩やかな増加が見込まれます。設備投資も昨年

に引き続きIT関連産業を中心に堅調な増勢を維持するものと見られます。一方、これまで景気を下支えしてきた住宅投資は減税効果の剥落から減少へと転じることが予想され、公共投資は、財政難の影響を受け、地方公共団体を中心に減少幅の拡大が見込まれます。輸出入は世界経済の景気拡大が続くこと、国内需要の緩やかな増勢が続くことから、ともに増加基調を維持する見通しです。

日本経済は、高度情報通信社会への対応、雇用の流動化、少子・高齢化の進行などといった大規模な構造変化の過程にあり、新世紀における確固たる成長軌道を築くためにも極めて重要な段階にあるといえます。中小企業につきましては、21世紀の初年にもあたり、「わが国経済のダイナミズムの源泉」としての役割を担いつつ、高度情報化時代における新しい経営戦略の構築が求められる年になると思われます。すなわち中小企業の特徴である独創性・機動性・柔軟性をフルに発揮して、今日の変化の激しい競争の厳しい状況をチャンスに変える戦略の構築と情報技術も十分に活用した積極的なチャレンジが大いに求められます。自らの企業の中核をなす得意分野をさらに拡充し成長の柱としていくと共に、環境変化の中で変わっていくべき部分或いは撤退すべき部分がないかを客観的に見直し、経営資源を再配分することが非常に大事になってくると思います。情報化や規制緩和の進展により、規模の小さい中小企業にとっても活躍し成長するチャンスは大きく広がってきています。あとは果敢に挑戦する行動力、何が何でも成し遂げる執念が必要ではないかと思ひます。

このような状況の中で、中小企業組合の機能は経営資源に限界のある中小企業にとって益々重要になると思われます。特に、企業間のネットワークを創造的に活用することにより経営資源を拡大していくことが大事なことと思われます。中央会さんも、昨年11月には女性部を設立する等会員間のネットワーク拡充に努め、組合組織の活性化に向けた活動を強化されておりますが、益々その役割は重要となり期待も高まるものと思ひます。

私ども商工中金も中小企業基本法の改正等によって示された中小企業政策に沿いながら、メンバーシップにもとづく中小企業専門の政府系金融機関として中小企業の皆様の積極的なチャレンジを是非お手伝いさせていただきたいと思ひております。特に、中央会さんとは引き続きしっかりと連携して、資金面・情報提供面など会員の皆様の幅広いニーズにお応えし、最も信頼されかつ支持されるパートナーとして認知されるよう、更なる努力を続けてまいります。どうか本年もよろしくご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様のご繁栄とご健勝をお祈りいたしましてご挨拶といたします。

高年齢者等職業安定対策基本方針について

今般、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（以下「基本方針」という。）が策定され、平成12年9月29日に労働省告示第100号をもって公布されました。

これは、平成12年度から平成16年度までの高年齢者等の雇用・就業についての目標及び基本的考え方を労使はじめ国民にお示しするとともに、事業主の方に取り組んでいただくべき諸条件の整備等に関して指針をお示しするもので、内容は次のとおりです。

基本方針のねらい及び対象期間

この基本方針は、高年齢者等の雇用・就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使をはじめ国民に広く示すとともに、事業主が行うべき事項に関する指針を示すこと等により、高年齢者等の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図るものであること。

基本方針の対象期間は、平成12年度から平成16年度までの5年間とすること。

基本方針の概要

基本方針の概要は次のとおりであること。

第1 高年齢者等の就業の動向に関する事項

60～64歳層における完全失業率（平成11年）は7.9%と、高年齢者等の雇用失業情勢は極めて厳しい状況が続いている。就業者に占める雇用者の割合は、年齢層が高くなるほど低下し、自営業主、家族従業者の割合が高まっている。一律定年制を定めている企業のうち、労働者が希望すれば65歳以上まで働くことができる定年制又は継続雇用制度を有している企業の割合は、16.1%となっており、定年を定めていない企業と合わせ約25%の企業で、労働者が希望すれば65歳以上まで働くことができる制度を有している。

賃金の状況については、企業における基本給の決定要素をみると、年功的な要素を重視する企業が依然として多い。一方、求人状況については、上限年齢を設定した企業は90.2%であり、上限年齢は平均で41.1歳である。

第2 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項

高年齢者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに経済社会の活力を維持するためには、各企業が、65歳までの安定した雇用の確保を図るための措置について、雇用と年金の接続の確保に特に留意しつつ、計画的かつ段階的に取り組むことが不可欠であり、これを積極的に促進する。この場合においては、定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の整備を基本としつつ、高年齢者の就業ニーズに応じた多様な形態による雇用の機会の確保を推進する。これにより、向こう10年程度の間、原則として希望者全員が、その意欲及び能力に応じて65歳まで継続して働くことができる制度の普及を図る。

なお、知識、経験等を活かした安定した雇用の確保が困難な場合は、できる限り失業を経ない円

滑な労働移動が実現されるよう、再就職促進対策の強化を図る。

併せて、高齢者の多様な働き方に関する調査研究の推進及びその成果の普及等により、高齢者の就業ニーズに質量両面での確に対応した雇用の機会の拡大を図る。

第3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項

1 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針

事業主は、労働者の年齢構成の高齢化や年金制度の状況等も踏まえ、労使間で十分な協議を行いつつ、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保等のために次に示すような諸条件の整備に努めるものとする。

- ・職業能力の開発及び向上
- ・加齢に伴う身体的機能の低下等に配慮した作業施設の改善
- ・高齢者の職域の拡大
- ・職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備を通じた、高齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇
- ・高齢期における就業希望や体力の多様化に対応した勤務時間制度の弾力化
- ・事業主の共同の取組の推進

2 高齢者雇用確保措置に関する指針

65歳未満定年の定めをしている事業主は、高齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置をいう。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、労使間で十分な協議を行いつつ、次に示すような事項の推進に努めるものとする。

- ・高齢者雇用確保措置の推進のための、高齢者雇用確保措置の実施及びそのための諸条件の整備に関する計画に基づく段階的な取組
- ・高齢者の雇用の確保に必要な場合における賃金・人事処遇制度の見直し
年齢的要素を重視する賃金・人事処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に向けた見直しに努める
職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現に努める
勤務形態や退職時期の選択を含め人事処遇について個々の労働者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努める
- ・助成制度等の有効な活用

3 再就職の援助等に関する指針

事業主は、定年、解雇等により離職することとなっている高齢者等が再就職を希望するときは、次のような事項の実施を通じて積極的に支援すること等により、その再就職の援助に努めるものとする。

- ・離職予定高齢者等に対する、可能な限りの再就職援助計画の作成及び再就職援助計画書の交付
- ・労働組合等との協議及び離職予定高齢者等本人からの希望の聴取を経た再就職援助計画の作成
- ・離職予定高齢者等の職業能力や希望を踏まえての、必要に応じた、求職活動のための休暇の付与、求人の開拓等による再就職援助等の実施

- ・公共職業安定所等による支援の積極的な活用等
- ・助成制度の有効な活用

4 職業生活設計の援助に関する指針

事業主は、次のような事項の実施を通じて、その高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう努めるものとする。

- ・職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等
- ・職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援
- ・高齢期雇用就業支援センター・コーナーの積極的な活用

第4 高齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

1 高齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るための施策の基本となるべき事項

高齢者雇用確保措置が、各企業の労使の十分な協議の下に、適切かつ有効に実施されるよう、次の事項に重点をおいて施策を展開する。

- ・指針の周知徹底
- ・高齢者雇用確保措置に係る助言、指導の充実と積極的な取組
- ・助成制度の効果的な活用等

2 高齢者等の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項

- ・指針の周知徹底
- ・公共職業安定所による再就職援助計画の作成要請の的確な実施と、再就職援助計画の作成等に係る啓発、助言及び援助の実施
- ・高齢者等雇用安定センターによる事業主に対する相談、援助の実施
- ・助成制度の効果的な活用等
- ・再就職援助計画書を参酌した公共職業安定所による離職予定高齢者等に対する支援
- ・求人者の年齢制限の緩和に向けた指導、啓発等

3 その他高齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

- ・高齢期の職業生活設計のための助言、指導の実施と、事業主に対する啓発、指導の実施
- ・各企業における多様な職業能力開発機会の確保のための援助
- ・職業能力の適正な評価等の促進のための情報の収集、提供
- ・教育訓練給付制度等の周知徹底及び効果的な活用
- ・所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制等の普及等による労働時間の短縮、弾力化の促進
- ・高齢者の身体的特性等に配慮した安全衛生対策
- ・企業年金制度、財形年金制度及び退職金制度の普及促進等
- ・高齢者の起業等に対する支援、シルバー人材センターの機能強化、高齢者職業経験活用センターの活用による就業意欲や体力の多様化に応じた就業機会の確保
- ・地方公共団体との連携による地域における高齢者の職域開発の推進等
- ・雇用管理の改善の研究等
- ・NPOやボランティア活動への参加による高齢者の社会参加の促進

「石川県最低賃金(地域)及び産業別最低賃金の改正のお知らせ」

石川県最低賃金(地域)日額5,123円 時間額641円

石川労働局では石川地方最低賃金審議会から答申を受け、平成12年10月1日から「石川県最低賃金」を現在の日額5,083円から40円引き上げ日額5,123円に、時間額を5円引き上げて641円に改正されました。また、特定産業の基幹労働者に適用される産業別最低賃金が平成12年12月26日から次のとおり改正されました。

紡績、染色整理、網・網製造業	5,521円	691円
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	6,102円	763円
建設用・建築用金属製品製造業	5,406円	676円
一般機械器具、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、金属素形材製品、ボトル・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	6,150円	769円
自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	6,150円	769円
電気機械器具製造業	5,647円	706円
百貨店(50人以上の各種商品小売業)	5,847円	731円
詳細は石川労働局賃金室「(076)265-4425」又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。		

金沢労働基準監督署 Tel 076(292)7945

小松労働基準監督署 Tel 0761(22)4231

七尾労働基準監督署 Tel 0767(52)3294

加賀労働基準監督署 Tel 0761(72)1230

穴水労働基準監督署 Tel 0768(52)1140

中小企業の皆様方へ あなたの経営を資金面からバックアップ!!

県では、中小企業の皆様のための融資制度を用意しております。

経営の安定を図るための運転資金、積極的な経営を行うための設備資金、創業者のための資金など目的に応じた制度があります。

(平成12年12月1日現在)

制度名	資金用途	融 資 条 件					
		限 度 額	期 間 (うち据置期間)	利 率 (年)	担 保	付 保	優 待 率
緊急経営支援融資	一般分 運転	3,000万円 (別枠で、さらに1,000万円増額 (平成13年3月31日まで))	7年以内 (2年以内)	2.20%以内 (付保の場合 1.70%)	金融機関 所定扱い	任意	0.5%
	特別分	3,000万円	5年以内 (1年以内)				
※最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている者であって、かつ、最近3カ月間の売上が対前年同期比で売上減少しているときご利用いただけます。							
小口融資	事業	1,200万円 (無保証人の場合1,000万円)	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内)	2.30%以内	原則として 無担保	必須	0.5%
※小規模企業者が資金を必要とするときご利用いただけます。							
経営革新等支援融資	事業	2億円 (ただし、運転資金は5,000万円まで 海外展開分は1億円 (運転資金5,000万円) 事業転換・多角化分は5,000万円 (運転資金2,000万円)まで)	設備 10年以内(3年以内) 運転 7年以内(1年以内)	2.20%以内	金融機関 所定扱い	任意	0.7%
※経営革新、新分野へ進出、他業種への事業転換・多角化するために資金を必要とするときご利用いただけます。							
情報活用技術支援融資	事業	3億円 (ただし、運転資金は5,000万円まで)	設備 10年以内(3年以内) 運転 7年以内(1年以内)	2.00%以内	金融機関 所定扱い	任意	0.7%
※中小企業経営革新支援法の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事または大臣の承認を受けた者で、情報技術(IT)関連の投資額が、1,000万円以上であるときご利用いただけます。							
地域商工業活性化融資	一般分 設備	5,000万円 (特認2億円)	10年以内 (2年以内)	2.40%以内 (付保の場合1.90%)	金融機関 所定扱い	任意	0.8%
				2.30%以内 (付保の場合1.80%)			
※工場、店舗の新築、増築や機械設備導入のために資金を必要とするときご利用いただけます。							
創業者支援融資	一般分 事業	2,000万円 (ただし、運転資金は1,000万円まで (事業費の3/4以内))	設備 7年以内(1年以内)	2.30%以内 (中高年齢者創業支援分 ただし、45歳以上の創業者は 2.00%以内)	原則として 無担保	必須	0.8%
	特別分	2,000万円 (ただし、運転資金は1,000万円まで (個人創業の場合は自己資金と同額までを限度))	運転 5年以内(1年以内)				
※新しく独立開業するために資金を必要とするときご利用いただけます。							

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

●お問い合わせ石川県商工労働部経営金融課(担当:金融係) ☎076(223)9194
または、最寄りの商工会議所、商工会、金融機関にお問い合わせください。

秋の勲章・褒章(会員関係)

平成12年度の秋の勲章・褒章受章者が決定され、本会会員の関係では、次の方々がその榮譽に輝かれております。心からお慶び申し上げます。さらに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

勲五等瑞宝章

松本 進(70歳)

主要経歴：元石川県味噌工業協同組合 理事長

現住所：石川県金沢市十間町11

功 勞：食料品加工業振興功勞

黄綬褒章

石端 勇夫(61歳)

主要経歴：現石川県山林種苗協同組合 理事長

現住所：石川県鹿島郡鹿西町金丸又む部2

功 勞：業務精励(農林業)

中村 昇(65歳)

主要経歴：現中村表具店 代表者

現住所：石川県羽咋市東川原町三俵刈4-8

功 勞：業務精励(表具師)

第52回中小企業団体全国大会開催



全国中央会と岩手県中央会との共催により、10月19日「銀河に翔け！人・知恵・組織の輪で」を統一テーマに、第52回中小企業団体全国大会が岩手県の岩手産業文化センター「アピオ」において開催された。

大会には、全国の中小企業団体の代表者5,100名が参加、石川県からは片岡岐及中央会副会長をはじめ23名が参加し、中小企業の新世紀創造の方策について鋭意討議を重ね、その自律的発展に必要な施策について決議し、最後まで大会を盛り上げた。

なお、石川県中央会関係からご参加いただいた皆様には、改めてお礼を申し上げます。

当日は、来賓として、平沼赳夫通商産業大臣（代理 伊藤達也通商産業政務次官）、谷洋一農林水産大臣（代理 西藤久三農林水産省食品流通局長）、吉川芳男労働大臣（代理 石本宏昭労働大臣官房審議官）、中村利雄中小企業庁長官、角田周一東北通商産業局長、長岡嘉男東北農政局長、児玉幸治商工中金理事長、堤富男中小企業金融公庫総裁、安部彪国民生活金融公庫副総裁、木下博生中小企業総合事業団理事長、石岡慎太郎勤労者退職金共済機構理事長、廣見和夫雇用能力開発機構副理事長、近藤英一郎全国商工会連合会会長、高澤廣人全国下請企業振興協会専務理事、小野伸一中小企業庁経営支援部組織課長をはじめ、各政党代表、岩手県各関係機関代表等多数の臨席を得た。

大会では、中小企業施策に関する17項目（後掲のとおり）の決議及び大会宣言が採択されたほか、優良組合38組合、組合功労者71名、中央会優秀専従者28名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の2名が表彰された。

- ・大幸友五郎（加賀市織物協同組合理事長）
- ・小畑 四郎（近江町市場商店街振興組合理事）

改めて受彰の栄に際しお祝いを申し上げます。

なお、次回第53回中小企業団体全国大会は、平成13年10月25日長野県長野市において開催されることとなり、大会旗が引き継がれ盛会のなか閉会した。



決 議 事 項

1. 景気回復を最優先とした経済運営の推進
2. IT革命への中小企業への対応円滑化のための支援の強化
3. 中小企業の発展基盤の抜本的強化に向けた中小企業対策予算の大幅な増額
4. 中小企業連携組織対策の充実強化
5. 法人事業税への外形標準課税導入絶対反対
6. 事業承継税制の更なる拡充
7. IT関連税制をはじめとする中小企業税制の一層の拡充
8. 中小企業金融対策の一層の充実
9. 環境、エネルギー問題への取組みに対する支援策の拡充
10. 商店街等商業集積の活性化対策の充実強化、中小商業・サービス業の振興
11. 街づくりとの整合性に配慮した大店立地法の運用、公正取引の確保のための施策の強化
12. 中小企業労働対策の充実
13. 社会保障制度の抜本的な見直し
14. 下請対策の強化
15. 中小企業向け官公需の増大
16. 信用組合の充実強化
17. 地域中小企業振興対策の拡充

石川県中小企業活力強化集会開催

平成12年度石川県中小企業活力強化集会が、11月16日(木)午後3時より金沢市の金沢都ホテル(鳳凰の間)において、約100名の出席者のもと開催された。

集会は、安田隆明中央会会長挨拶の後、財団法人日本証券経済研究所 主任研究員 紺谷典子氏を講師として迎え、「株価から見る経済の実態と今後の景気」をテーマに記念講演を行った。

講演に続き、石川県における中小企業の活力を強化するため、石川県中小企業青年中央会松本雅之副会長より下記の事項について宣言がなされ、提案された宣言に対し、出席者は盛大な拍手をもって賛同し、集会は盛会裡に終了した。

記

1. 地域経済に配慮した、実効性のある景気対策の拡充強化
2. 新規創業・経営革新を図る中小企業への支援強化
3. 法人事業税への外形標準課税の導入絶対反対
4. IT革命への中小企業の対応円滑化のための支援の強化
5. 金融システムの安定化と中小企業金融対策の一層の拡充
6. 中小企業技術革新制度への支援強化
7. 中小企業の事業承継税制の抜本的拡充
8. IT関連税制をはじめとする中小企業税制の一層の拡充
9. 中心市街地活性化を踏まえた街づくり三法の実効性の確保
10. 街づくりとの整合性に配慮した大店立地法の運用



石川県中小企業団体中央会女性部設立総会開催

本会女性部の設立総会が、11月29日(水)午前11時30分より金沢市のKKRホテル金沢(鳳凰の間)において、100名を超える出席者のもと開催された。

総会は、発起人山本和栄氏(小松織物工業協同組合 ラ・クロスアミカ代表)より女性部設立に至るまでの経過報告があり、次いで安田隆明中央会会長挨拶の後、発起人小林美枝子氏(協同組合石川県高速道路交流センター ウーマンロードクラブ代表幹事)が議長に選任され、第1号議案「会則の制定について」、第2号議案「初年度の事業計画(案)決定について」、第3号議案「初年度の収支予算(案)決定について」、第4号議案「経費の賦課について」、第5号議案「役員選任について」の5議案が上程され、すべて原案どおり可決承認された。

また、総会終了後会食に移り相互の交流を深めた後、金沢工業大学 教授 藤島秀隆氏を講師として迎え、「利家とお松」をテーマに記念講演が行われた。

石川県中小企業団体中央会女性部役員

会 長	谷崎 年子	石川県女性交流開発協同組合 理事長
副会長	山本 和栄	小松織物工業協同組合 ラ・クロスアミカ代表
	多田 則子	和倉温泉旅館協同組合 婦人部代表
理 事	花岡 清枝	豎町商店街振興組合 マムの会会長
	中川 和子	石川県自動車整備商工組合 石川県女性整備士会代表
	吉本加代子	山中温泉旅館協同組合 山中温泉ぼたん会会長
	松田千代子	富来町商業近代化協同組合 アスク女性部代表
監 事	小林美枝子	協同組合石川県高速道路交流センター ウーマンロードクラブ代表幹事
	小西千賀子	ウイング北陸総合衣料商業協同組合 ウイング奥様会代表



青年中央会会員交流ゴルフ大会開催

平成12年10月11日(水)、金沢カントリー倶楽部において石川県葉業青年会並びに石川県タ
イヤ商工協同組合青年部の協賛を得て、青年中央会会員交流ゴルフ大会が開催されました。

当日は、昨年の参加者数を上回る28人が参加し、さわやかな秋晴れの下でゴルフを思う存
分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気藹々とした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、会員相互
の交流を深めました。

優勝 石川県菓子(工)青年部
岡田直樹

第2位 石川県電気工事(工)青年部
中村唯夫

第3位 石川県中古自動車販売(商工)
青年部会
坂井一明



個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会
では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象と
なります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会 (TEL 076-267-7711)

担当 指導2課 表

= 日 程 =

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
1月25日(木)	10:00~12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13:00~15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史
2月13日(火)	15:00~17:00	登 記 相 談	司 法 書 士 久 保 均
3月22日(木)	10:00~12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
	13:00~15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

= 場 所 =

金沢市戸水町イ80番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室